

備前市監査委員告示第2号

平成25年度定期監査（第2期）結果報告に基づく措置状況の公表について

平成25年度定期監査（第2期）結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が備前市長等からあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成29年5月31日

備前市監査委員 大田 淳一

所 管 部 署	まち営業課（旧産業振興課）
---------	---------------

【指摘事項】	措 置 状 況
備前商工会議所、備前東商工会への補助金についての要綱等が整備されていなかった。補助対象や補助金額が定められていない現状での支出は、公金の支出について、公正、公平とはいいがたい。早急に補助金の交付基準等を整備されたい。	備前商工会議所、備前東商工会への補助金については、備前市補助金等交付規則と内規として定めている備前市商工会議所補助金交付要綱、備前東商工会補助金交付要綱に基づき、補助金を交付することとしています。